

高等教育の負担軽減の具体的方策について

文部科学省高等教育局主任大学改革官
高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

滝波 泰

高等教育の負担軽減方策の趣旨と現状

いわゆる高等教育の無償化については、2018年6月に文部科学省の「高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議」の報告書、及びその内容を反映した「経済財政運営と改革の基本方針2018」(2018年6月15日閣議決定)が取りまとめられ、制度の骨格が決定した。

この新たな支援措置は、最終学歴により平均賃金に差があることや、低所得世帯の子どもの大学進学率が低い実態^{※1}を踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、格差の固定化を防ぐため、家庭の経済状況に拘わらず、意欲さえあれば大学や専門学校等に進学できる社会へと変革することを目指すものであり、低所得世帯の真に必要な子ども達に限って、授業料減免と給付型奨学金の大幅拡充を行う。この支援措置は、少子化対策に資する観点から行うものであり、2019年10月に予定される消費税率10%への引き上げによる増収分を財源として活用し、2020年4月から実施することとしており、引き続き詳細な制度設計の検討を進めている。

具体的な制度設計について

(1) 負担軽減の対象範囲

新たな支援措置では、授業料減免と給付型奨学金の対象をいずれも住民税非課税世帯(年収約270万円未満^{※2})及びそれに準ずる世帯とし、その概要は以下の通りである。

① 授業料減免

国公立大学は、国立大学の授業料標準額(約54万円^{※3})を上限として減免、私立大学は、国立大学の授業料の標準

額に加え、概ね私立大学の授業料の平均額(約88万円^{※4})との差額の半分を加算した額を上限として減免する。1年生には入学金も支援する。また、短大、高等専門学校及び専門学校の授業料・入学金は、大学に準じて措置する。

② 給付型奨学金の大幅拡充

給付型奨学金は、学業に専念するために必要な生活費を賄えるよう、学校種や自宅・自宅外等を勘案した定額を給付する。具体的な額は、他の学生や高校卒業後に働いている方との公平性も踏まえ、社会通念上妥当なものとなるよう精査中である。

③ 住民税非課税世帯に準ずる世帯

全体として支援の崖・谷間が生じないように、住民税非課税世帯に準ずる世帯にも段階的に支援することとし、年収約300万円未満の世帯^{※2}には住民税非課税世帯の学生に対する授業料減免額及び給付型奨学金支給額の3分の2の額を、年収約300万円から年収約380万円未満の世帯^{※2}には同じく3分の1の額を支援する。

(2) 支援対象者の要件

支援対象者は、高校の成績だけで否定的な判断をせず、レポート提出や面談等により進学意欲や目的を確認する。他方、大学等への進学後は、学習状況等について一定の要件を課し、満たない場合には支給しない。具体的には、1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPA(平均成績)等を用いた客観的指標により成績が下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたとき、退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切る。なお、警告を受けたり、支給しないこととされた学生数やその事由等については、大学等ごとに公表する予定である。

(3) 支援措置の対象となる大学等の要件

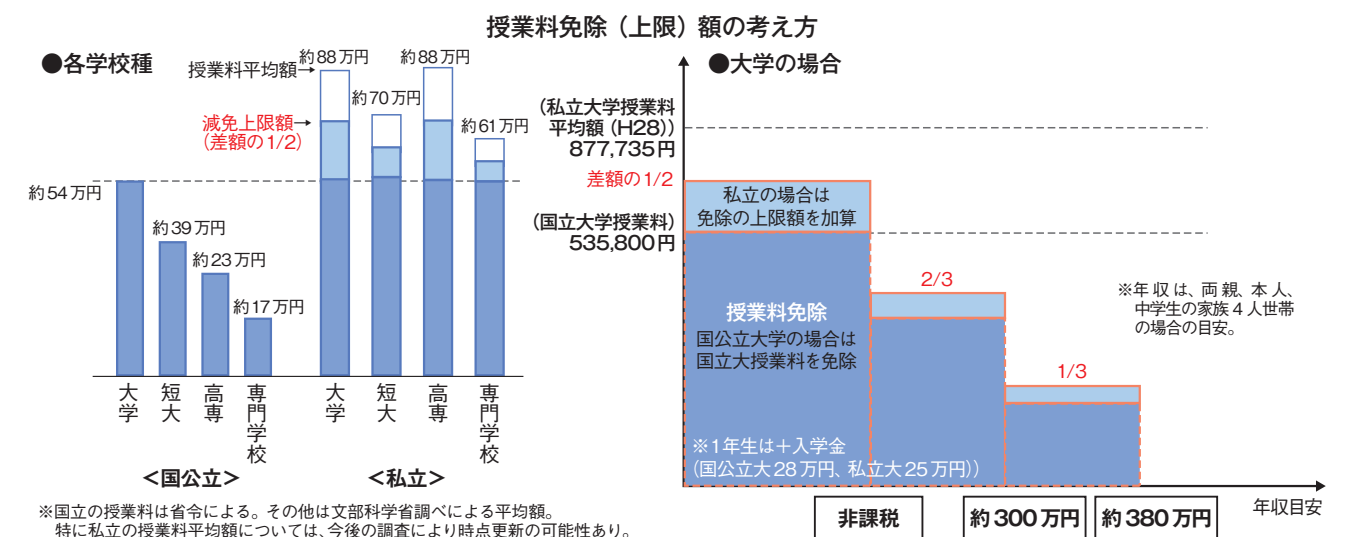
新たな支援措置の目的は、大学等での勉学が就職や起業等の職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだうえで、社会で自立し、活躍できるようになることである。このため、対象となる大学等は、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成するため、社会や産業界のニーズも踏まえ、学問追求と実践的教育のバランスが取れている大学等とし、以下の4つの要件を求める。

i 卒業に必要な標準単位数(4年制大学の場合、124単位)の1割以上、実務経験のある教員による授業科目が配置されていること(実務経験のある教員が指導する授業のほか、例えば、オムニバス形式で企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業の中心として位置付けている等、主として実践的教育から構成される授業科目を含む。学問分野の特性等により基準を満たすことができない場合、大学等がその理由や実践的教育

授業料減免

※「新しい経済政策パッケージ」(H29.12.8閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(H30.6.15閣議決定)において導入することとされている高等教育の負担軽減方策のポイント

- 対象となる学校種 : 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
- 対象となる学生 : 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
(支援対象の学生は、授業料及び入学金の減免に加えて、給付型奨学金も支給対象となる)
- 授業料免除額の考え方
 - ・国立: 授業料(省令に規定されている各学校種の授業料標準額まで)を免除
 - ・公立: 国立の授業料(上記)を上限として対応
 - ・私立: 国立大学の授業料に加え、各学校種の私立学校の平均授業料と国立大学の授業料の差額の2分の1を加算した額まで対応
- 入学金免除額の考え方
 - ・国立: 入学金(省令に規定されている各学校種の入学料標準額まで)を免除
 - ・公立: 国立の入学金(上記)を上限として対応
 - ・私立: 私立の入学金の平均額を上限として対応



※国立の授業料は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。特に私立の授業料平均額については、今後の調査により時点更新の可能性あり。

給付型奨学金

- 対象となる学校種: 「2. 授業料減免」と同じ
- 対象となる学生: 「2. 授業料減免」と同じ
(支援対象の学生は、給付型奨学金に加えて、授業料及び入学金の減免対象となる)

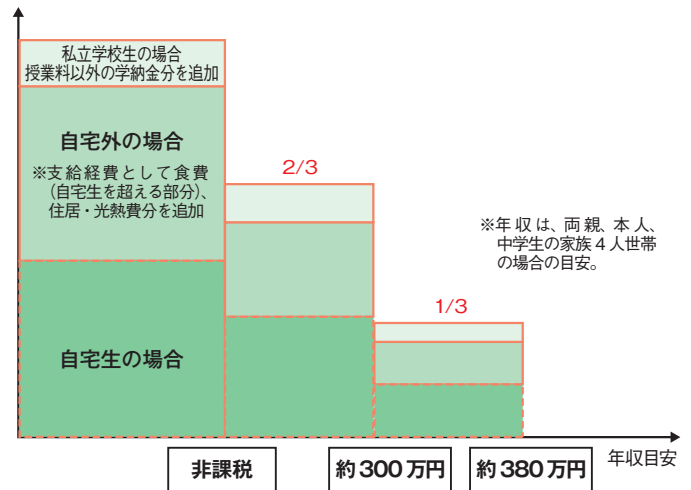
■給付額の考え方

- ・学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を賄えるよう措置を講じる。
- ・他の学生との公平性の観点から踏まえ、社会通念上妥当なものとする。
- ・高等専門学校については、寮生が多く学生生活費の実態に他の学校種と乖離がある(大学生の5~7割程度)ため、その実態に応じた額を措置する。

経費区分	自宅	自宅外
授業料以外の学校納付金	○ (私立学校生に限る)	
修学費(教科書、参考図書等のために支出した経費)	○	○
課外活動費	○	○
通学費	○	○
食費	×	△ (自宅分を超える額)
住居・光熱費	—	○
保健衛生費	○	○
娯楽・嗜好費	×	×
その他の日常費	○	○
受験料	○	○

※具体の支給額など、詳細な制度設計を進めているところ。

【参考】「新しい経済政策パッケージ」(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/package.html>
 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針)(内閣府HP) <http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/decision0615.html>
 「高等教育の負担軽減の具体的方策について(報告)」(文部科学省HP) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/086/gaiyou/1406203.htm



大学等関係者にご留意頂きたいこと

大学等関係者の間では、上記のうち支援措置の対象となる大学等の要件についてご関心が高いと承知している。その具体的内容については、できるだけ早期に明らかにし、2019年夏を目途に対象となる大学等を公表し、高校生の進路選択が円滑に行われるようにすることとしている。実務経験のある教員による科目の配置については、実務経験のある教員が担当でなくとも主として実践的教育から構成される科目は対象となり得るほか、学問分野の特性等により基準を満たすことが困難な学部等にも配慮した要件となっている。本要件は、学生が実際にその科目を履修することまでは求めないが、大学等に実践的教育を履修し得る環境整備を求めるものである。各大学等におかれては、できるだけ多くの学生が対象科目を受講できるよう、教育内容の見直しやシラバス等による情報開示に積極的に取り組んで頂きたい。

また、大学等の要件としての厳格な成績管理の実施・公表

は、支援対象者の要件と表裏一体である。支援対象者の学習状況に一定の要件を課すところ、その要件を適切に機能させるには、大学等において厳格に成績管理がなされることが前提となる。さらに、支援対象者の要件との関係で、退学・停学等の処分基準、進級要件、年間に修得・実施すべき標準的な単位数・授業時数、休学・復学の手続き等、学内ルールの整備が当然に必要となる。

これらの仕組みは、支援措置の趣旨を踏まえて設計したものであるが、これは中央教育審議会における抜本的・総合的な大学改革の動きと軌を一にしており、負担軽減方策と大学改革による質保証を一体的に進めていくことが重要である。各大学等におかれては、個々の要件への対応のみならず、これらの動向にも十分留意しつつ、教育や経営の見直し・改善に取り組まれることを期待したい。

RCM

※1 (独)労働政策研究・研修機構調べ(2016年)によると、最終学歴が高校卒業と大学・大学院卒業では、生涯賃金に7500万円程度の差が存在。「2012年高卒者保護者調査」(文部科学省科学研究費報告書)によると、大学進学率は年収400万円以下の世帯では27.8%である一方、年収1050万円以上の世帯では62.9%と算出されている。

※2 両親、本人、中学生の家族4人のモデル世帯を想定。

※3 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令(平成16年文部科学省令第16号)」に定める標準額。

※4 「私立大学等の平成28年度入学者に係る学生納付金等調査結果」(文部科学省)等における平均額。